

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

令和4年6月3日

銀座一丁目法律事務所

弁護士 入江 義治 殿

国土交通省大臣官房参事官（物流産業）

令和3年12月20日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、

本事案の2・(2)・アについては、倉庫業法第2条第2項の「倉庫業」に該当する。

本事案の2・(2)・イについては、個々の態様により倉庫業法第2条第2項の「倉庫業」に該当するか否かを判断することとなる。

本事案の2・(2)・ウについては、倉庫業法第2条第2項の「倉庫業」に該当する。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

他人の需要に応じ、有償で、寄託を受けた物品の倉庫における保管する事業を営もうとする者は、倉庫業法の登録が必要となる。当該事業に該当するかどうかは、個別の事業形態を踏まえて、判断することとなる。

本事案の２・（２）・アにおいて、X社はY社と保管のみに関する業務委託契約を締結した上で、保管の対価を保管料として受領する予定とされていることから、倉庫業法第２条第２項の「倉庫業」に該当すると解される。

また、本事案２・（２）・ウにおいて、X社はY社から運送に関する依頼を受けることを前提としてY社の商品をB倉庫で保管しているが、X社がB倉庫にて保管を開始する時点ではY社と具体的な運送契約が締結されておらず販売先が確定しない限りB倉庫での保管が継続する予定であることから、当該保管は倉庫業法第２条第２項の「その他の営業に付随して行われる保管」に該当せず、「倉庫業」に該当すると解される。

他方、本事案２・（２）・イにおいて、X社がY社から保管と貨物利用運送の委託を同時に受けており、保管を開始する時点で配送指示を受けることが予定されているが、B倉庫で保管するY社のすべての商品について配送日、運送先等具体的な配送指示がある場合は貨物自動車運送事業に付随して行われる「一時保管」と解される。しかしながら、Y社の商品のうち具体的な配送指示がないものが存在する場合は、貨物自動車運送事業に付随して行われる「一時保管」ではない（B倉庫での保管である）と解されることもあり得る。したがって、本事案においてX社がB倉庫で保管するY社の商品については、個々の保管の態様により倉庫業法第２条第２項の「倉庫業」に該当するか否かを判断することとなる。